

京都国立博物館所蔵「押小路家関係文書」の翻刻と紹介

羽田 聡

はじめに

当館では現在、館蔵品をAは絵画、Bは書跡、という具合に十の分野をアルファベット別に分類して、台帳を作成・管理している。

さらに、各分野の収蔵品は、甲と乙の二種類に分類される。両者は博物館の重要な役割の一つである展示という面からみると、甲は展示資料、乙は参考資料ということになり、甲の資料はいつでも目のみ見るのに対し、乙のそれはほとんど人目に触れる機会がない、という違いが生じる。

しかし、展示とならば、重要な役割である調査・研究という面から両者を眺めると、資料としての違いはほとんどなくなると考えてよからう。乙資料といえども学術的に広く知られていない、あるいは館の生い立ちと密接な関係がある、など興味深い事実が明らかとなることも多いからである。

本稿ではこうした乙資料に主役として登場してもらい、紹介をかねつつ、いささかの私見をのべることにしたい。

一 紹介と翻刻

ここで紹介する資料は、「文明・明応・文亀宣旨写」(一巻、B乙75)および「口宣・宣旨 各二通」(一巻、B乙80)という名称で登録がなされているものである。

現在、これら二巻は、

- ・宝永六年宣命写(一巻、B乙65)
- ・家宣任將軍宣旨写(一巻、B乙66)
- ・源康重従五位下宣旨写(一巻、B乙67)
- ・道承親王授二品宣旨写(二巻、B乙68)
- ・清陽院贈官宣旨写(一巻、B乙69)
- ・貞観十年釈義貞和文写(二巻、B乙70)
- ・天平年間三綱牒写(一巻、B乙71)
- ・長寛元年処分目録写(一巻、B乙72)
- ・神龜三年般若心経抄本(一巻、B乙73)
- ・南禅正眼大光国師書跡写(一巻、B乙74)
- ・伝教大師度牒・戒牒写(二巻、B乙76)

・天平年間文書写（一卷、B乙79）

・家仁親王贈兵仗宣旨写（一卷、B乙85）

・常不動院領証状加署写（一卷、B乙86）

・源秀忠叙任宣旨写（一卷、B乙87）

・弓削道鏡書写（一卷、B乙88）

・建武・貞和・貞治文書写（一卷、B乙89）

とともに一つの箱にまとめて収められている。

表紙にはそれぞれ「文明明応文亀之宣旨」・「口宣宣旨各二通 小林良孝寄附」と墨書された題箋が付され、前者には四通（①～④）、後者には五通（⑤～⑨）の文書が貼り込まれている。いずれも筆致や紙質から判断して、原本と思われる。なお、後者の巻頭には「帝國京都博物館之印」という朱文方印が捺されている。

では、以下に図版を掲載し、翻刻を行う（文書名の下には法量を記載した）。

①後土御門天皇口宣（宿紙、挿図1） 三〇・五cm×四三・四cm

文明六年七月廿四日 宣旨

左近衛権中将源義尚朝臣

宜令除服出仕

藏人左少弁藤原政顕（前移等）奉

②後土御門天皇口宣（宿紙、挿図2） 三三・三cm×四三・〇cm

明応五年六月廿五日 宣旨

征夷大將軍正五位下行左馬頭源朝臣義高（足利）

宜復任

藏人頭左中弁藤原宣秀（中御門）奉

③後土御門天皇口宣（宿紙、挿図3） 三三・二cm×四三・一cm

明応五年六月廿六日 宣旨

左馬頭源義高

宜除服出仕

藏人頭左中弁藤原宣秀奉

④後柏原天皇口宣（宿紙、挿図4） 三三・一cm×三九・七cm

文龜二年七月十二日 宣旨

參議源義高朝臣

宜兼任左近衛権中将

藏人頭左中弁藤原守光（広橋）奉

⑤某口宣送状封紙ウハ書（挿図5） 三三・九cm×五・二cm

四位大外記局 権大納言（花押）

⑥中山康親口宣送状（挿図5） 二七・六cm×三九・〇cm

口 宣一枚

正五位下源朝臣義晴（足利）任

左馬頭事

右、職事仰詞、内々奉入

如件、

十一月廿五日 権中納言（中山康親）（花押）

奉 四位大外記局（押小路御等）

⑦正親町三条実望口宣送状（挿図6） 二六・五cm×三八・〇cm

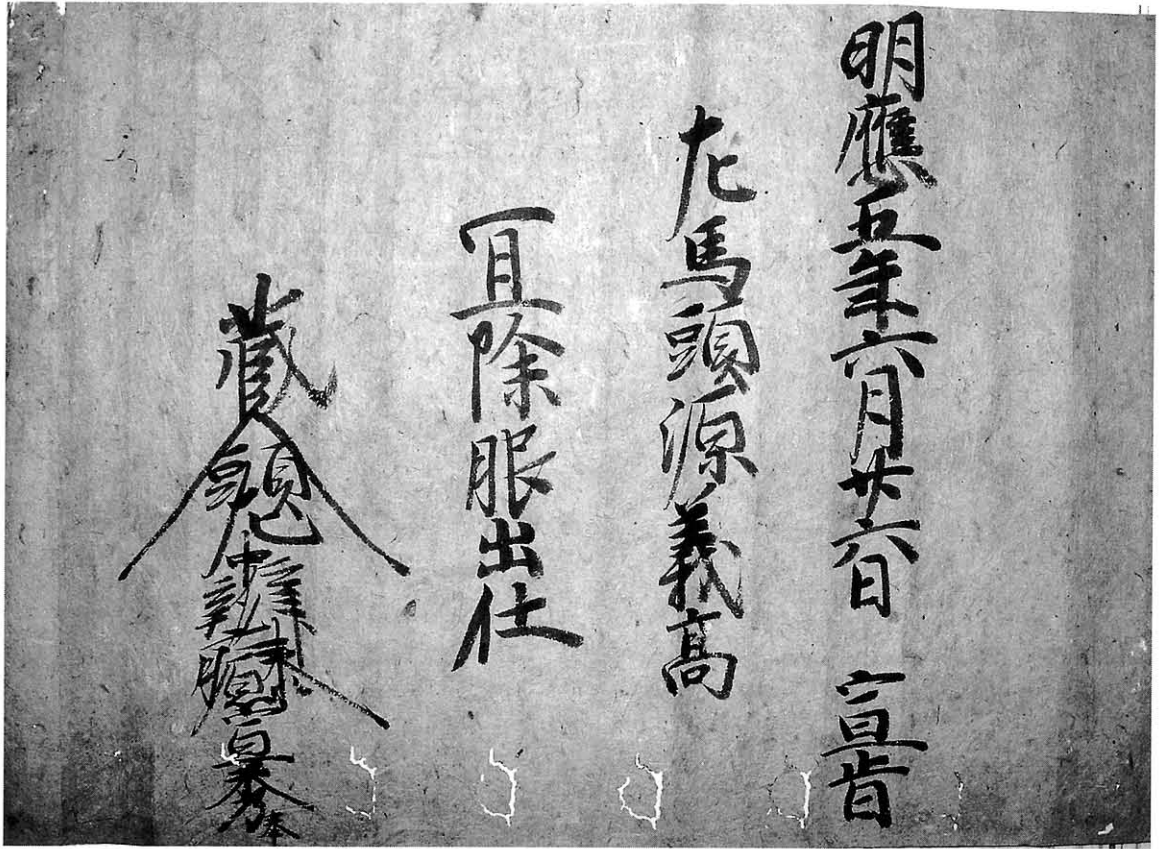
口 宣一枚

献之、早可

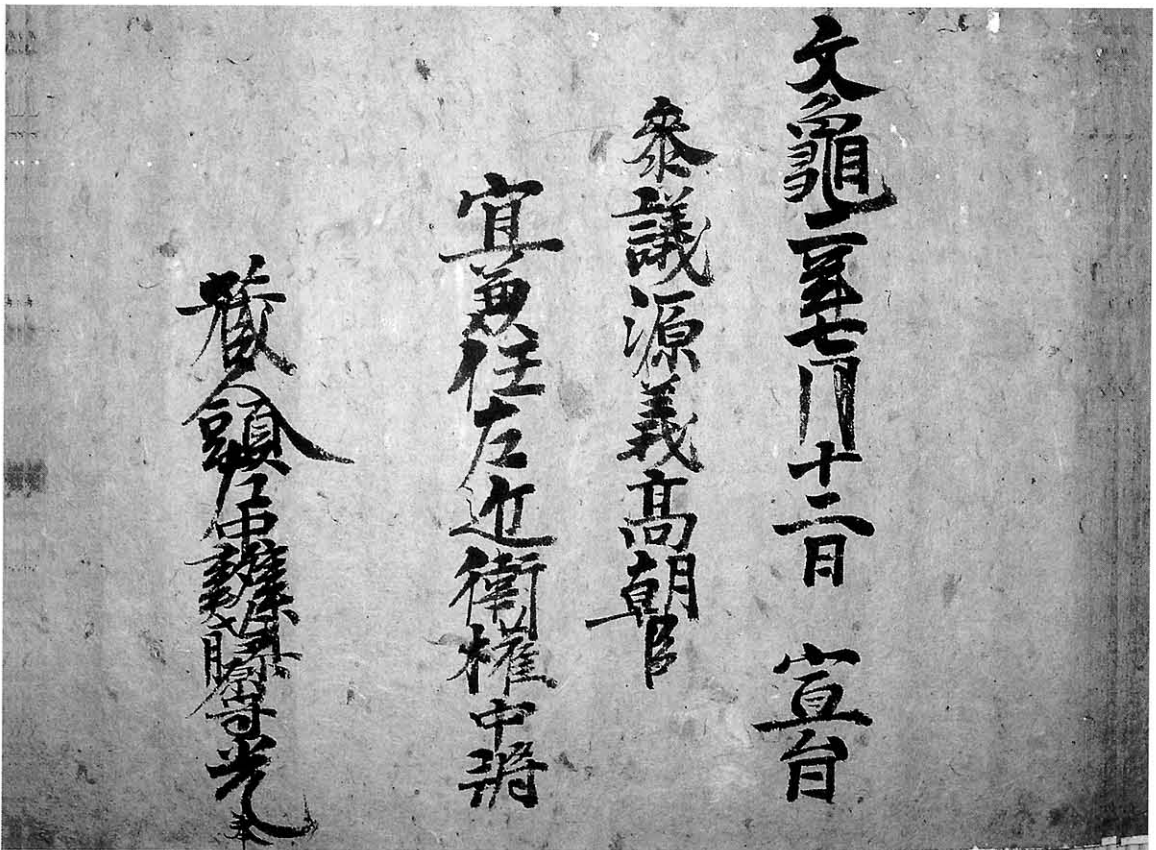
被下知之状

如件、

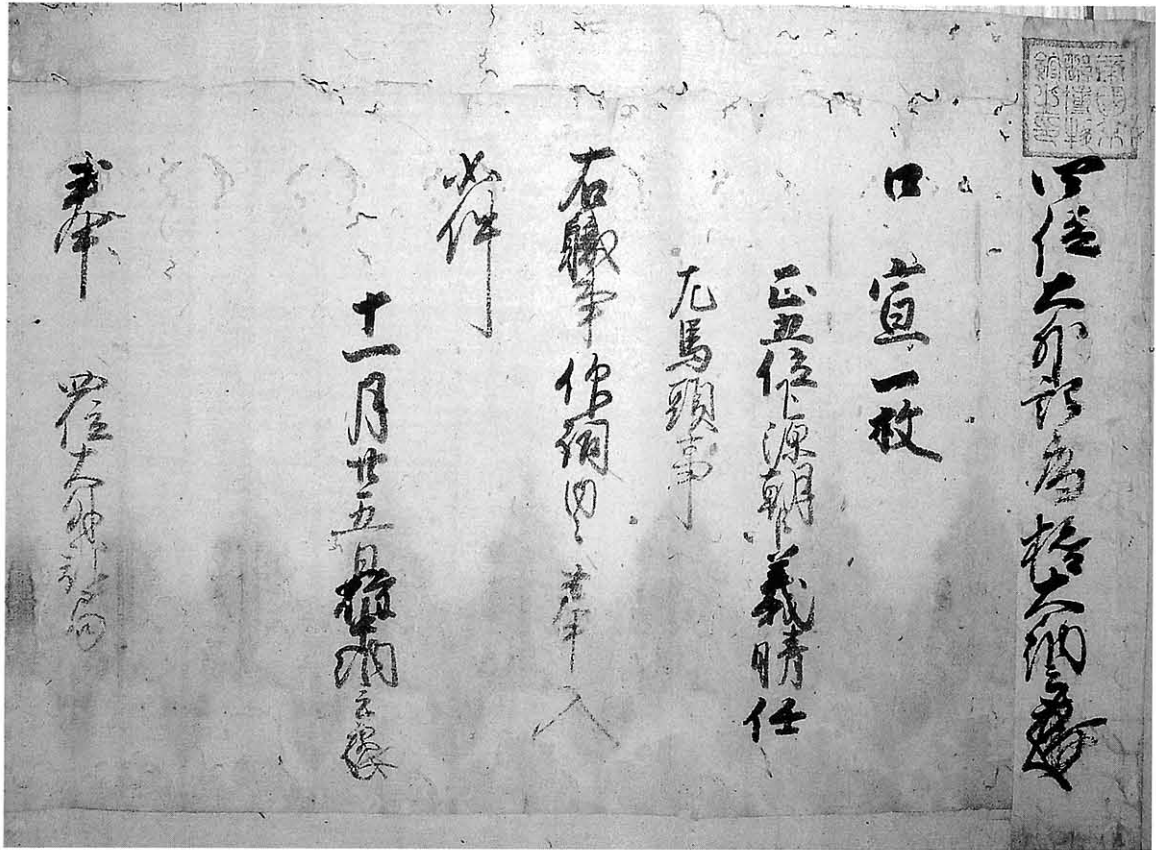
七月十二日 権中納言（正親町三条実望）（花押）



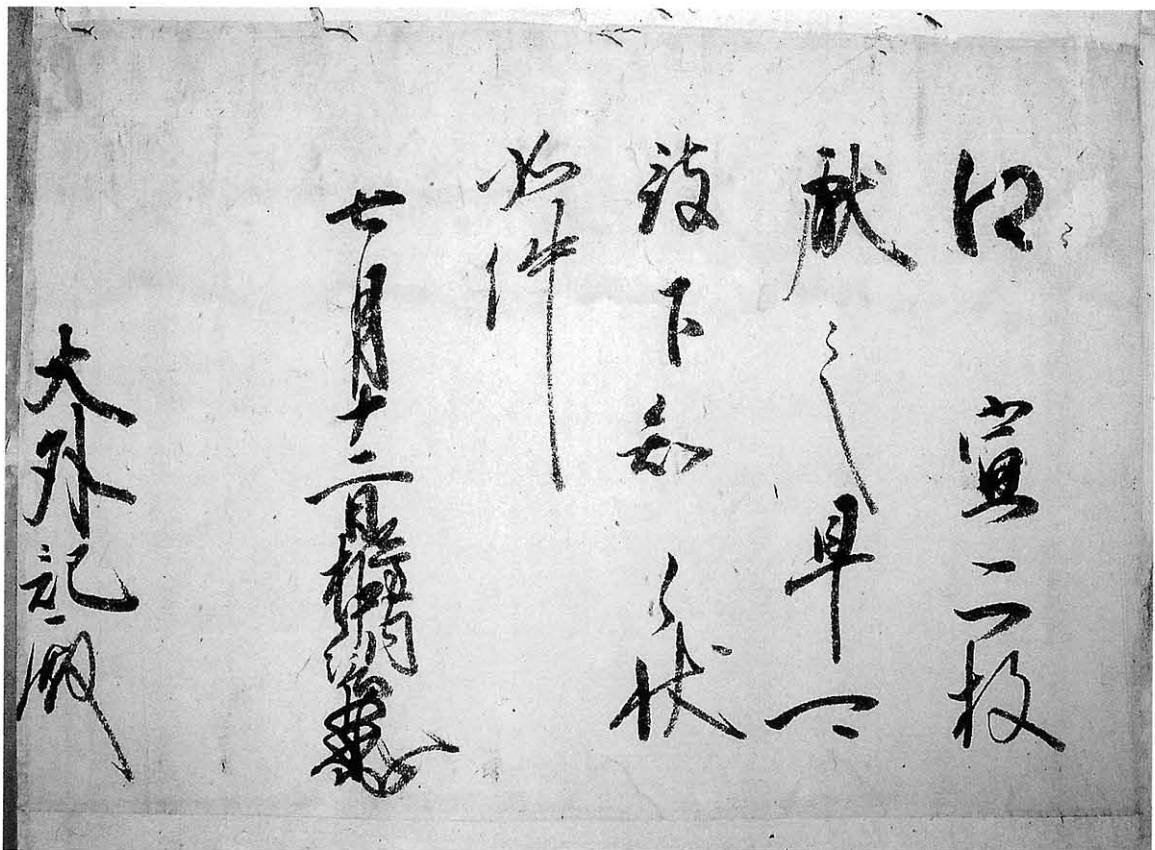
挿図 3



挿図 4



挿図 5



挿図 6

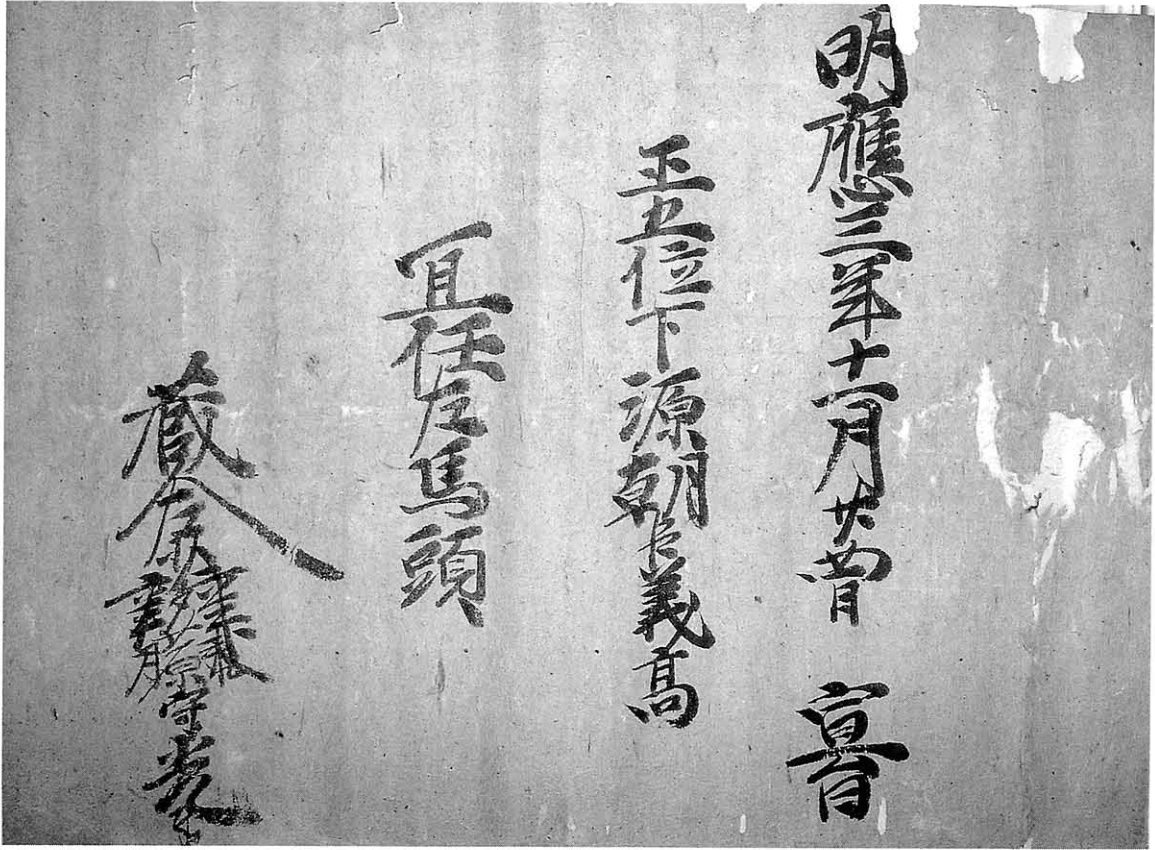


插图 7

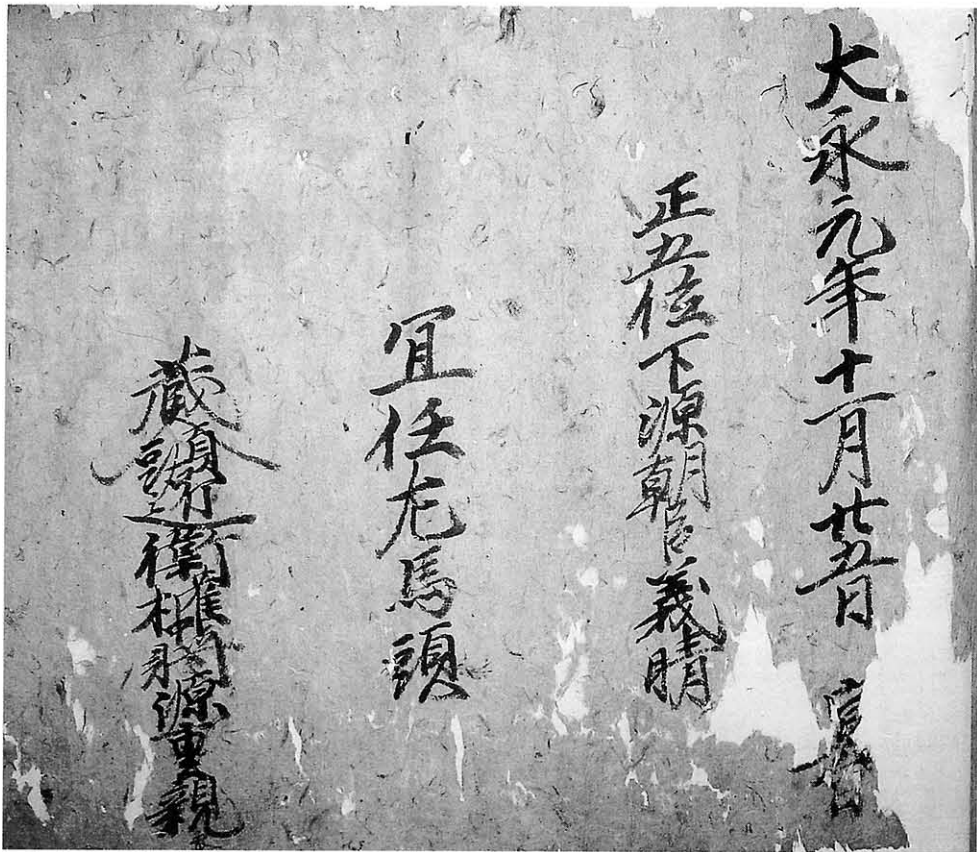


插图 8

大外記殿
(押小路師富)

⑧後土御門天皇口宣(宿紙、挿図7) 三二・六cm×四三・九cm

明応三年十一月廿四日 宣旨

正五位下源朝臣義高

宣任左馬頭

藏人左少弁藤原守光奉

⑨後柏原天皇口宣(宿紙、挿図8) 三二・六cm×三六・六cm

大永元年十一月廿五日 宣旨

正五位下源朝臣義晴

宣任左馬頭

藏人頭右近衛權中將源重親奉
(庭田)

二 文書および文書群の性格

つぎに、これら九通について年代順に配列したうえ、関係史料を示し簡単な説明を付しておくことにする。

①『言国卿記』文明六年(一四七四)七月二十四日条に「以予奏聞事、依入江殿、中將殿チヨフクセンケヲ、今日申ウケラタキ由、広橋申、子細ナキノ由被仰、奉行政蹟也了、シヨウソクセンケ也」とある。「依入江殿」とは、三時知恩寺に入室していた足利義尚(一四六五〜八九)の息女1が同月十二日、八歳にて没したことをさしている。すなわち、喪に服していた義尚の忌みあけを職事であった勸修寺政頭が示した文書である。

⑧「和長卿記」2明応三年(一四九四)十一月二十四日条に「武家御任官、御加級云々、消息宣下也近代御例、守光下知之、御任官左

馬頭、加級正五位下越階也」3とあり、職事であった広橋守光が足利義高(のち義澄と改名、一四八〇〜一五二一)の左馬頭任官を示した文書である。

③『実隆公記』明応五年六月二十六日条に「今日妙善院殿御中陰結願、陞座天隱和尚云々、室町殿御除服、外記持参宣旨云々」とある。「妙善院殿」とは、足利義高の准母にして五月二十日に没した日野富子のことで、六月十四日に葬儀が執りおこなわれた。

①と同様、喪に服していた義高の忌みあけを職事であった中御門宣秀が示した文書である。

②『実隆公記』明応五年六月二十五日条に「今日御復任宣旨、大外記持参之」とあり、③にさき立ち、義高が復任することを職事であった中御門宣秀が示した文書である。

④『実隆公記』文龜二年(一五〇二)七月十二日条に「今日室町殿御昇進從四位下・左近衛中將・参議、消息宣下也、上卿三条中納言云々、大内記為学朝臣・大外記師富朝臣等持参記・宣旨等云々、奉行職事守光朝臣也」とあり、4義高が左中將を兼任することを職事であった広橋守光が示した文書である。

⑦日付から推して文龜二年のものであり、「口宣二枚」とは義高の参議任官の口宣および④をさすのであろう。この二通の口宣を上卿であった正親町三条実望より、大外記の押小路師富に示したものである。これにより、①〜④・⑧は職事から上卿の手もとに渡り、こうした送状とともに、宣旨を作成するため外記に伝達されたことがわかる。

⑨『実隆公記』大永元年(一五二二)十一月二十五日条に「室町殿左馬頭・正五位下、今日消息宣下、大外記・大内記等持参云々」

とあり^⑤、戦事であった庭田重親が足利義晴（一五二一〜一五〇）の左馬頭任官を示した文書である。

⑥ さきの⑦と同様、⑨を上卿であった中山康親より大外記の押小路師象に伝達した文書である。

⑤ 封紙のウハ書であり、署判を加える「権大納言」が誰に当たるのか判明しない。ただし、他の文書との関係から、内容は足利氏の叙位任官に関するもの、あるいは①・③・⑧と関連するものであったと考えられる。

①・⑨をまとめると「表1」のようになり、内容はいたって簡素なものであるが、従来知られていない文書であり、なおかつすべて足利氏に関する点は大いに注目される。しかし、すべてが足利氏に關係するからといって、これらは同氏のもとに伝来したものではないようである。この点は、次の史料からも明らかとなろう。

【史料1】後陽成天皇口宣案（『相良家文書 一』八六五号）
（彌基純）

一〇 宣案

上卿久我大納言^{（敦通）}

慶長四年正月十一日 宣旨

豊臣頼房^{（相良）}

宜叙従五位下

藏人權右少弁藤原総光^{（弘徳）}光奉

【史料2】後陽成天皇口宣（『久我家文書 三』九七二号）^⑧

慶長四年正月十一日 宣旨

豊臣頼房

宜叙従五位下

藏人權右少弁藤原総光^{（弘徳）}光奉

[表1]

| | 文書名 | 年月日 | 西暦 | 対象 | 事柄 | 法量 | 備考 |
|---|-------------|--------------|------|------|--------------|-----------|----------|
| ① | 後土御門天皇口宣 | 文明06, 07, 24 | 1474 | 足利義尚 | 除服出仕 | 30.5×43.4 | 外記…押小路師富 |
| ② | 後土御門天皇口宣 | 明応05, 06, 25 | 1496 | 足利義澄 | 復任 | 32.3×43.0 | 外記…押小路師富 |
| ③ | 後土御門天皇口宣 | 明応05, 06, 26 | 1496 | 足利義澄 | 除服出仕 | 32.2×43.1 | 外記…押小路師富 |
| ④ | 後柏原天皇口宣 | 文亀02, 07, 12 | 1502 | 足利義澄 | 兼任左中將 | 32.1×39.7 | 外記…押小路師富 |
| ⑤ | 某口宣送状 | ? | ? | 足利氏 | ? | 32.9×5.2 | 外記…押小路 |
| ⑥ | 中山康親口宣送状 | (大永01)11, 25 | 1521 | 足利義晴 | 任左馬頭 | 27.6×39.0 | 外記…押小路師象 |
| ⑦ | 正親町三条実望口宣送状 | (文亀02)07, 12 | 1502 | 足利義澄 | 任参議 兼任左中將 | 26.5×38.0 | 外記…押小路師富 |
| ⑧ | 後土御門天皇口宣 | 明応03, 11, 24 | 1494 | 足利義澄 | 任左馬頭 | 32.6×43.9 | 外記…押小路師富 |
| ⑨ | 後柏原天皇口宣 | 大永01, 11, 25 | 1521 | 足利義晴 | 任左馬頭 | 32.6×36.6 | 外記…押小路師象 |

【史料1】は実際に従五位下に叙された相良家に伝来したもの、【史料2】はそのおり上卿をつとめた久我家に伝来したものであり、冒頭二行の有無というように様式的な違いもある。^⑨

さきにみた九通が足利氏のもとに伝来したのであれば、①・④・⑧・⑨は【史料1】の様式をとるはずであるが、それとは異なり、様式・機能とも明らかに【史料2】と同じものである。④・⑨で引用した『実隆公記』の記事、⑤・⑦の上卿の送状からもわかるように、これら九通は上卿ないしは外記のもとに伝来したものと考えるのが妥当であろう。つ

まり、職事（口宣）↓上卿（送状）↓外記という具合に太政官内部を伝えられ、最終的に大外記をつとめた押小路師富および師象のもとにのこされた文書、いわば「押小路家関係文書」とみて大過あるまい。

押小路家の関係文書としては、「押小路家文書」（国立公文書館蔵）、「壬生家文書」（宮内庁書陵部蔵）、および「小西家所蔵文書」（小西康夫氏蔵）¹⁰が知られており、当館の所蔵するものも新たにその一つに加えることができるだろう。

「押小路家文書」は明治十九年（一八八六）、同家より内閣文庫に献納されたもの。¹¹「壬生家文書」は同家より内閣修史局に提出されたのち、明治二十一年にいたり皇室へ献上されたもので、押小路家の文書が一部含まれている。¹²一方、「小西家所蔵文書」は万延元年（二八六〇）からさほど隔てないころ、押小路家から流出した文書の一部で、同家の先祖が一時期禁裏に出入りしていた関係から所蔵するにいたったとされる。¹³

これら三つの文書群と当館の所蔵する「押小路家関係文書」との間に関係文書は見いだせないが、叙位任官関係であることからすれば、「押小路家文書」のうち同種の史料を収録する七四冊と七七冊の一部であった可能性が高い。また、純粹な家伝文書と異なる点では「小西家所蔵文書」に近いといえる。

では、当館がこうした文書を所蔵するようになったのは、いかなる経緯があるのだろうか。

三 収蔵にいたる経緯

収蔵の経緯を考えるにあたり、まず目を引くのは「口宣・宣旨各二通」（B乙80）の巻頭に捺された「帝国京都博物館之印」という印であろう。これは明治二十二年五月、帝国博物館（現、東京国立博物館）・帝国奈良博物館（現、奈良国立博物館）とともに、官制により設置が定められた当館の前身である帝国京都博物館にて用いられた公印である。同三十三年六月には官制の改正により京都帝室博物館と改称するので、この時までにはすでに当館に収蔵されていたことになる。

さて、前章で紹介した二巻とともに現在、十九巻の巻子を収める箱には、

明治十年二月 ^{（宋書）}「甲五百五十四号ノ内」

開拓使出品 六箱之内 京都博物館蔵

^{（宋書）}「真錦三包 真錦一

白 一

黄 一」

と墨書された紙片が貼られている。ここにみえる「京都博物館」とは、明治八年四月に京都府勸業課のもとに創設された府の博物館のことである。同年二月、その設置にあたり発布された告諭には、

志アリテ所蔵ノ庶物ヲ寄附シ、供観セント欲スルモノハ、新古ヲ扱ハス、精粗ヲ論セス之ヲ茲ニ出シ、以テ其盛挙ヲ補助スルニ於テハ、其功亦大ナリトイフヘシ、

とあり、寄贈や寄託の形で広く出品を募り、これを収蔵品の核とす

る方針であった。

ただし、博物館としての建物を備えていたわけではなく、同五年より京都博覧会社の手で毎年開催された博覧会の会場の一部を陳列所として借り受けていたようである。「明治十年二月」・「開拓使出品」とあるのは、この年三月より行われた第六回博覧会にて、博物館蒐集品として大宮御所の二大区で陳列されたことを示すのであろう。¹⁶⁾

その後、京都博物館は明治十六年に公費による運営を中止し、実質的に廃止される。同館の収蔵品は博覧会社に保管した状態であったが、同二十四年正月、帝国京都博物館の開設にあたって京都府知事・北垣国道（一八三六―一九一五）より一〇七六件が寄贈された。

箱の墨書の内容と収められる卷子が一致するかどうかは不明だが、京都博物館から帝国京都博物館への寄贈品という点に着目すると、その受贈にさいして作成された目録である「京都博物館蔵品目録」¹⁷⁾（京都国立博物館蔵）には、

〔同（甲）七十七号〕

一、文明々応文亀文書 同（二巻） ▲

（中略）

〔同（乙）五十五号〕

一、口宣々旨各二通 同（二巻） ▲

※（一）内は適宜補った

と記されている。付された「▲」印は収蔵を意味し、「■」印の陳列、「○」印の書籍と三種類に区別していたようである。それはさておき、ここにみえる名称は現在の台帳名

[表2]

| 番号 | 台帳名称 | 員数 | 京都博物館蔵品目録名称 | 旧番号 | 種別 |
|------|-------------|----|--------------------------------|-----|----|
| B乙65 | 宝永六年宣命写 | 1巻 | 宝永六年宣命写 無品中務卿邦永親王宣 宝永六年正月廿三日 | 乙45 | 収蔵 |
| B乙66 | 家宣任將軍宣旨写 | 1巻 | 家宣任將軍宣旨 宝永六年三月廿九日 大外記高辻総長 | 乙47 | 収蔵 |
| B乙67 | 源康重従五位下宣旨写 | 1巻 | 源康重従五位下宣旨 文禄九年十二月廿二日 | 乙48 | 収蔵 |
| B乙68 | 道承親王授二品宣旨写 | 1巻 | 道承親王授二品宣旨写 写本 | 乙49 | 収蔵 |
| B乙69 | 清陽院贈官宣旨写 | 1巻 | 清陽院贈官宣旨写 宝永二年九月二十一日 大外記中原師庸奉 | 乙50 | 収蔵 |
| B乙70 | 貞観十年積義貞和文写 | 1巻 | 貞観十年積義貞和文写 | 甲70 | 収蔵 |
| B乙71 | 天平年間三綱牒写 | 1巻 | 天平年間三綱牒写 貴室虫麻呂 天平勝宝四年正月十四日 | 乙51 | 収蔵 |
| B乙72 | 長寛元年処分目録写 | 1巻 | 長寛元年所分目録写 写物 | 乙15 | 収蔵 |
| B乙73 | 神亀三年般若心経扱本 | 1巻 | 神亀三年般若心経石摺 文政甲申初秋平安在寺玄田辺憲識 | 乙42 | 収蔵 |
| B乙74 | 南禅正眼大光国師書跡写 | 1巻 | 南禅正眼大光国師書翰写 | 甲71 | 収蔵 |
| B乙75 | 文明・明応・文亀宣旨写 | 1巻 | 文明・明応・文亀文書 | 甲77 | 収蔵 |
| B乙76 | 伝教大師度牒・戒牒写 | 1巻 | 魚山所伝伝教大師度牒・戒牒 | 乙13 | 収蔵 |
| B乙79 | 天平年間文書写 | 1巻 | 天平年文書写 | 乙12 | 収蔵 |
| B乙80 | 口宣宣旨 各二通 | 1巻 | 口宣宣旨 各二通 | 乙55 | 収蔵 |
| B乙85 | 家仁親王贈兵仗宣旨写 | 1巻 | 家仁親王贈兵仗（マ）宣旨 享保九年二月十三日 大外記中原職永 | 乙40 | 収蔵 |
| B乙86 | 常不動院領証状加署写 | 1巻 | 常不動院領証状加署写 | 乙17 | 収蔵 |
| B乙87 | 源秀忠叙任宣旨写 | 1巻 | 天正年中源秀忠叙任宣旨 藤原慶親奉 天正十六年正月五日 | 乙46 | 収蔵 |
| B乙88 | 弓削道鏡書写 | 1巻 | 弓削道鏡書写 正倉院所伝道鏡法師書 | 乙16 | 収蔵 |
| B乙89 | 建武・貞和・貞治文書写 | 1巻 | 建武・貞和・貞治文書 | 甲76 | 収蔵 |

称とも一致することから、二巻とも京都博物館からの寄贈品であることが判明する。さらに、箱に収められた十九巻はすべて同館からの寄贈品であり、現在の台帳名称と蔵品目録の名称などを対比したものを「表2」として示しておく。

ここで、「口宣・宣旨 各三通」(B乙80)の題箋に名がみえ、おそらく「文明・明応・文亀宣旨写」(B乙75)とともに、本巻を寄贈した小林良孝なる人物についてのべておかねばなるまい。というのは、個人名で寄贈するとすれば、そのさきは京都博物館以外には考えられないからである。

彼は同館の寄託品台帳ともいべき「類聚品番号簿」(京都国立博物館蔵)によれば、「枳蛇首」なるものを寄託しており、愛宕郡第二区加茂村南園子町に住していた士族であると記されている。また、近衛忠熙・飛鳥井雅望・高橋道八らとともに、京都博物館へ寄贈あるいは寄託のため持ち込まれる文化財の真贋や時代の判断を行う鑑定委員として名を連ねていたことが知られる。²⁰⁾

さらに、彼は天保十一年(一八四〇)の生まれで、鷹司家の諸大夫をつとめていたが、安政の大獄に連座して父・良典(一八〇八―五九)とともに追放され、和宮降嫁にともなう特赦により許された、²¹⁾という。なお、父も同じく鷹司家の諸大夫で、近衛忠熙や三条実方のもとに出入りするとともに、橋本左内らと交わり国事を議し、安政の大獄に連座して捕らえられ、獄中にて病死した。

このように、禁裏に出入りする立場にあった点ではさきの小西家と同様である。「小西家所蔵文書」が幕末期に押小路家より流出した文書の一部であることを考えれば、当館の「押小路家関係文書」もほぼ同じ時期に小林家へ散逸した分であるといえるのではないだ

ろうか。その後はさきの告諭に則り、自身が鑑定委員をつとめる京都博物館に寄贈し、それが帝国家都博物館へと引き継がれ、現在にいたるものと思われる。

少しばかり付言しておく、「源秀忠叙任宣旨写」(B乙87)および「建武・貞和・貞治文書写」(B乙89)も小林良孝から京都博物館に寄贈されたものである。このうち後者については、本稿とも関係があると考えるので、つぎに図版を掲載し翻刻しておこう。²²⁾

【史料3】頼房置文(挿図9)

二七・八cm×三六・七cm

あふみのたなか(近江)ミマきのしやう(田上牧住)

のうち、まくふちのゑいたいの御(水也)

ちきやうのしやうとも、かきてまい(知也)

らせ候、これわまなにて候ほとに、(真名)

たのふてをもち候しさいあ(子細)

るましく候、をやにて候たう(親)

にんはうのはんたうしりめ

ミ、候はぬあいた、せんく(先々)のに

ちかいて候えとも、こふしん候ま(御不意)

しく候、よてこにちのため、(後目)

しやうくたのことし、(状)

けんふにねん五月十日(建武二年)

頼房(花押)

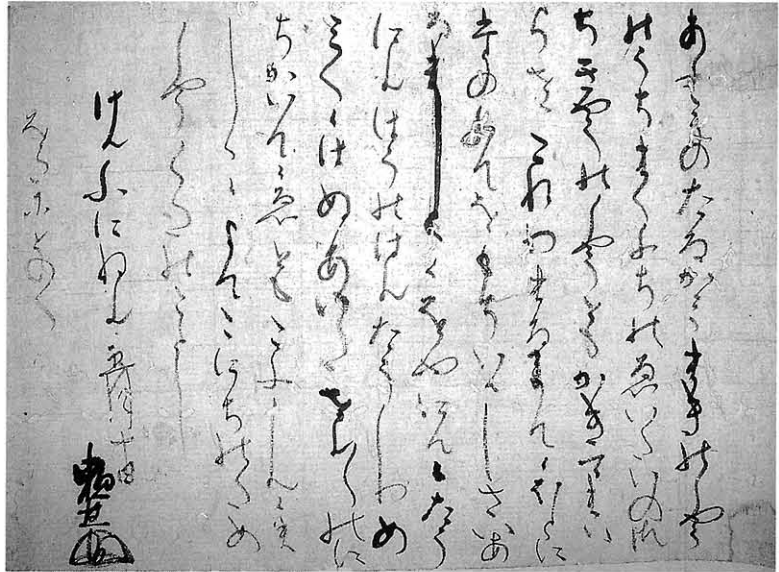
を、たにとのへ²³⁾

【史料4】藤原用重讓状(挿図10)

二六・六cm×三八・〇cm

ゆつりわたす屋敷事

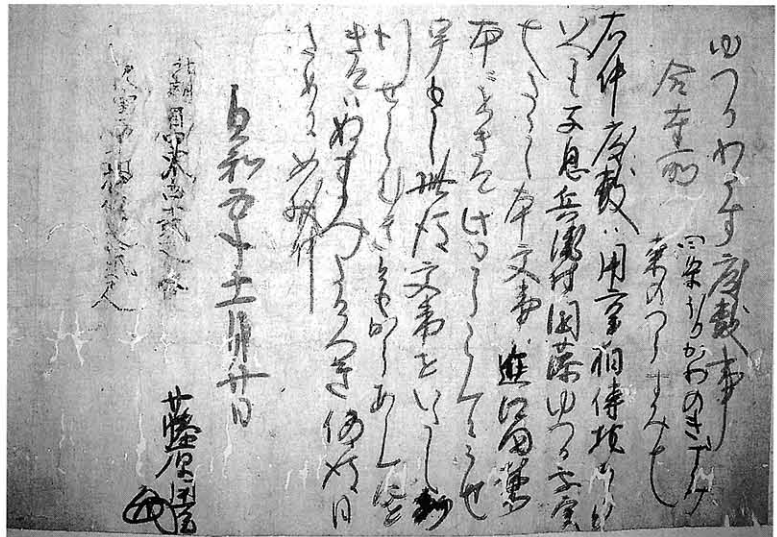
合壹所^{四條はりかわのきたすみ}東のつらすみ也



挿図9

右、件屋敷ハ、用重相伝地たりといへとも、子息兵衛尉国藤ゆつる処実也、た、し本文書ハ近江国森本ニをきて、此と^{動也}うらん^{実也}にうせ^也畢、もし此後文書をいたし、□行せらむきともからあん^也にをきてハ、ぬすみたるへき、仍後日ために如^て状件、

貞和五年十一月廿日



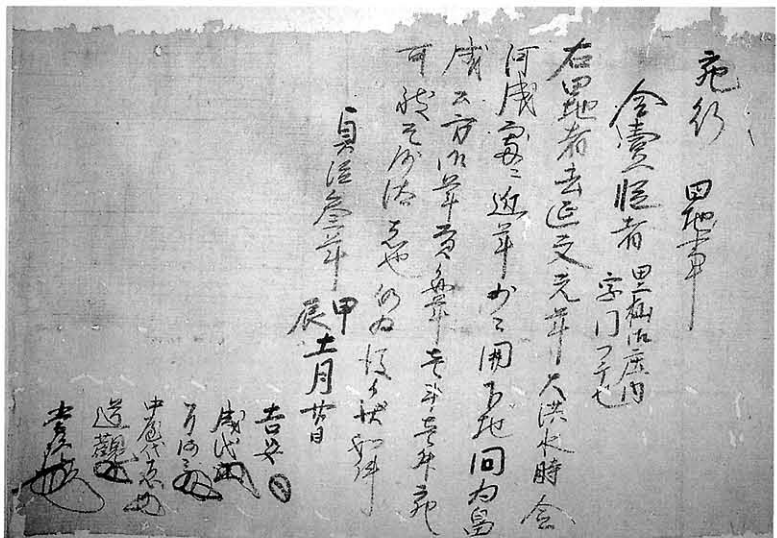
挿図10

【史料5】吉女ほか五名連署宛行状（挿図11）

宛行 田地事

合壹段者<sup>田上柚御庄内
字門ノチ也</sup>

右、田地者、去延文元年大洪水時、令河成処ニ、近年少々開下地、同為畠成、公方御年貢毎年壹斗壹升宛



挿図11

藤原用重（花押）

※「」内は抹消により読めず

三三・一四六・一四

可致其沙汰者也、仍為後日狀如件、

貞治三年^甲十一月廿日

吉女(花押)

成氏(花押)

万あミ(花押)

中屋代ち心(花押)

道観(花押)

常隆(花押)

筆致や紙質などから判断して、原本であるとみてよからう。

これらはすべて近江国に關係するもので、【史料4】にみえる「此とうらん」とは、高師直が足利尊氏の邸宅に逃げ込んだ直義を取り囲み、上杉重能や畠山直宗らの引き渡しを求めた一連のできごとをさすのであろう。²⁴とくに注目すべきは同国田上牧庄ならびに柚庄に關する【史料3・5】である。同所には北野社や永源寺の所領があつたものの、のこされた史料によれば、室町幕府奉公衆であつた榎葉氏も田上牧庄および近接する中庄に所領を有していたため、代官職の獲得などその力が大きく作用して²⁵いた。同氏の影響は思いのほか大きかつたようで、ほかにも永享十一年(一四三九)には牧庄と柚庄の境界をめぐつて常在光寺と相論し、その後も押領を繰り返していたことが知られる。²⁶

この常在光寺に關して、永徳三年(一二三三)に同寺が田上柚庄ほか五ヶ所の安堵と役夫工米以下諸役の免除を申請した文書が「壬生家文書」には存在する。²⁷田上柚庄を軸として「押小路家文書」の一部を含む「壬生家文書」と繋がる点、小林孝良の寄贈である点を勘案すれば、これら三通も「押小路家關係文書」である可能性を否

定できないのではないだろうか。

おわりに

これまで足利氏に關する九通と近江国に關する三通、あわせて十二通の文書を紹介してきた。これらは、

①「押小路家文書」・「壬生家文書」および「小西家所藏文書」とともに、「押小路家關係文書」あるいはそれに類する可能性のあるものであり、

②いずれも幕末期に押小路家から小林家へ流出したと推測されるもので、同家より京都博物館へ寄贈され、それが帝国京都博物館へと引き継がれ、現在にいたることが明らかとなった。

柳原紀光(一七四七—一八〇〇)は隨筆「閑窓自語」²⁸のなかで、「近代社寺文書等分散事」として「近頃は神社仏寺にふるくよりつたはれる縁起文書なども、うつすととりいで、はてはこがねのかはりに、ながく人の家のたからとなる、なげくべき事なり」と記している。こうした時代背景から、押小路家の文書も各所に散逸したのであろうが、実情はよくわからないというのが現状である。

一つ確実なことは、「表2」をみてもわかるように、「清陽院贈官宣旨写」(B乙69)や「家仁親王贈兵仗宣旨写」(B乙85)など、当館にはまだ「押小路家關係文書」が存在するということであろう。本稿では中世文書に主眼を置いたため、この点については後日に期し、ひとまず擱筆することにした。

- 1 『親長卿記』文明六年七月十二日条。足利氏の子女については、湯之上隆「足利氏の女性たちと尼寺」(『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)を参照。
- 2 『後鑑四』(吉川弘文館、一九九九年)によった。
- 3 ほか、『親長卿記』・『御湯殿上日記』同日条など。
- 4 ほか、『後法興院政家記』・『拾芥記』同日条。
- 5 ほか、『拾芥記』・『二水記』同日条など。
- 6 『菅別記』(『大日本史料九一―三』東京大学出版会、一九五八年によった)大永元年十一月二十四日条に「上卿中山中納言」とある。
- 7 かつて筆者は、指導教官であった高橋正彦教授(故人)の計らいにより、この文書の原本を慶應義塾大学三田メディアセンターで閲覧した。改めて先生の学恩に感謝し申し上げる次第である。
- 8 このほかにも同文書には、宇喜多秀家や阿部正勝らの叙位任官に関する口宣が多数含まれる。これらの位置づけについては、下村效「豊臣氏官位制度の成立と発展―公家成・諸大夫成・豊臣授姓―」(『日本史研究』三七七、一九九四年)を参照。
- 9 これらの古文学的な位置づけについては、鈴木茂男「宣旨考」(『日本古文学学論集』4 古代Ⅱ)吉川弘文館、一九八八年、初出一九七二年)、富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷(一)(二)」(『古文学研究』一四・一五、一九七九・一九八〇年)、早川庄八「宣旨試論」(岩波書店、一九九〇年)を参照。
- 10 『小西家所蔵文書図録』(私家版、一九九七年)には、中世文書全点と近世・近代文書の一部の図版が掲載されている。
- 11 『内閣文庫未刊史料細目 下』(国立公文書館内閣文庫、一九七八年)による。『小西家所蔵文書』(私家版、一九九五年)の「発刊のことば」(小西康夫執筆)によれば、なかには江戸時代に壬生家へ流出したのもあるという。
- 12 『壬生家文書 一・四』(宮内庁書陵部、一九七九・一九八二年)による。
- 13 久留島典子「戦国期の酒麴役―小西康夫氏所蔵文書を中心に―」(石井進編『中世をひろげる―新しい史料論をもとめて―』吉川弘文館、一九九一年)、『史料京都の歴史七 上京区』(平凡社、一九八〇年)による。なお、註(11)『小西家所蔵文書』では、明治時代に宮内省より払い下げをうけた可能性をあげている。
- 14 ただし、『小西家所蔵文書』には同様の口宣送状が七通確認できる。註(10)『小西家所蔵文書図録』一三三・一三四・二〇四・二〇五・二二六・二二八・二二九号文書を参照。
- 15 『京都国立博物館百年史』(京都国立博物館、一九九七年)。以下、とくに断らない限り、博物館の歴史に関する記述は同書による。
- 16 『京都博覧会沿革誌』(京都博覧協会、一九〇三年)。
表紙には
甲 二冊ノ内
旧京都博物館蔵品
京都府会ノ決議ヲ以テ
本館ニ寄付ノ品目ナリ
帝國京都博物館
- 17 表紙には
甲 二冊ノ内
旧京都博物館蔵品
京都府会ノ決議ヲ以テ
本館ニ寄付ノ品目ナリ
帝國京都博物館
- 18 京都博物館からの寄贈品についてのべたものに、切畑健「元貞元年賛刺繡楊柳観音像(京都国立博物館蔵)について」(『学叢』二、一九八〇年)、木下政雄「烏丸光広筆 聚楽行幸和歌ならびに定家・良経和歌」(同前)がある。
表紙には
自二千五百一号
至
改正
類聚品番号簿
第四号 京都博物館
- 19 表紙には
自二千五百一号
至
改正
類聚品番号簿
第四号 京都博物館
- 20 田中緑紅編著『明治文化と明石博高翁』(明石博高翁顕彰会、一九四二年)。
- 21 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九九四年)。
参考までに「源秀忠叙任宣旨写」(B乙87)に収録される文書を以下に翻刻しておく。筆致や紙質などから判断して、原本であると考えて
- 22 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九九四年)。
参考までに「源秀忠叙任宣旨写」(B乙87)に収録される文書を以下に翻刻しておく。筆致や紙質などから判断して、原本であると考えて

よからう。なお、「押小路家文書」八八冊には「秀忠消息宣下之事（慶長八年）」という記録があり、これらの文書との関係を推測させる。

①後陽成天皇口宣案（宿紙） 三一・一cm×四四・五cm

上卿 勸修寺大納言

天正十五年八月八日 宣旨

源秀忠

宣令叙従五位下

藏人頭左近衛権中将藤原慶親奉

②後陽成天皇口宣案（宿紙） 三一・〇cm×四四・八cm

（端裏銘）
「口 定」

上卿 勸修寺大納言

天正十五年八月八日 宣旨

従五位下源秀忠

宣任侍従

藏人頭左近衛権中将藤原慶親奉

③後陽成天皇口宣案（宿紙） 三一・一cm×四四・七cm

（端裏銘）
「口 宣案」

上卿 久我大納言

天正十六年正月五日 宣旨

従五位下源秀忠

宣令叙正五位下

藏人頭左近衛権中将藤原慶親奉

23 『角川日本地名大辞典』二五 滋賀県（角川書店、一九七九年）に収録する小字一覧によれば、同庄の庄域に含まれる大津市上田上桐生町には「大谷」という小字があり、関連性が想定される。

24 『園太暦』貞和五年（一三三九）八月十二・十四日条。

25 「康正二年造内裏段銭并国役引付」（『群書類従二八』統群書類従完成会、一九九一年によった）、『北野社家日記』明応元年八月十七日条、「永源寺文書」（『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』滋賀県教育委員会、一九九八年によった）に収録する明応三年二月五日付の室町幕府奉行人連署奉書など。この点に関しては、『新修大津市史 中世』

26 （大津市役所、一九七九年）も参照のこと。

『中世法制史料集二 室町幕府法』（岩波書店、一九九三年）に収録する永享十一年六月八日付の室町幕府奉行人連署意見状案、『蔭涼軒日録』文正元年（一四六六）五月二十六日条。なお、意見状案に名のみえる「榎葉近江守満清」は奉公衆一番衆に属し、左京亮・近江守を官したのち法名を常意と称した。以上、「兼宣公記」応永三十年（一四二二）二月十四日条・「綱光公記」宝徳二年（一四五〇）二月十四日条など参照。両記は国立歴史民俗博物館に架蔵する写真帳によった。

註(12) 『壬生家文書 一』七八・七九号文書。

28 『日本随筆大成 四』（日本随筆大成刊行会、一九二八年）によった。